

オカムラグループ
CSR調達ガイドライン

株式会社オカムラ

制定日:2014年4月1日
改定日:2019年10月7日

OKAMURA

目次

1. お取引先の皆様へお願い	1
2. オカムラグループCSR方針	2
3. CSR調達ガイドライン	3-6
4. 問い合わせ先	6

1. お取引先の皆様へお願い

近年、社会の持続的な発展の為、企業が担う役割と責任はますます重要になっており、法令遵守はもとより、社会の一員として企業の社会的責任(CSR)を果たす経営に積極的に取り組むことが求められています。このような中、オカムラグループは、創業の精神である「創造、協力、節約、貯蓄、奉仕」を原点とし、事業活動を通じて CSR 活動に取り組み、社会から信頼され愛されるグローバル企業を目指しております。

CSR 活動を推進し事業展開するにあたり、オカムラの製品・サービスは、オカムラグループだけで提供できるものではなく、お取引先の皆様のご協力があって初めて世に提供できるものです。従いまして、CSR 活動の推進には、お取引先の皆様を含めたサプライチェーン全体にわたって、協調して取り組んでいくことが必要であると考えております。

この度オカムラでは、「オカムラグループ CSR 方針」に基づき、本「オカムラグループ CSR 調達ガイドライン」を制定致しました。お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインにご賛同頂き、企業活動を推進していただきたいと考えております。サプライチェーンにおける CSR 活動に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、時代に応じて変化する国際社会の要請を常に把握し、それに応えられるよう、本ガイドラインは適宜見直し、改定を行ってまいります。ご理解頂きますようお願い致します。

2. オカムラグループCSR方針

オカムラグループは 2010 年 3 月に制定した「オカムラグループ CSR 方針」に基づき企業活動を行っています。

オカムラグループ CSR 方針

オカムラグループは、人と社会に最適な環境を提供しつづけることを通じて、社会から信頼され愛されるグローバル企業をめざします。

1. コンプライアンスの推進
法令遵守の徹底や腐敗行為の防止はもとより、高い倫理観に基づき行動し、公正、透明、誠実な企業活動を行います。
2. クオリティの追求
高い品質と安全性を追求し、創造性豊かな技術・製品・サービスを社会に提供します。
3. 地球環境への取り組み
環境に配慮した事業活動を行い、「持続可能な社会の構築」に貢献します。
4. 情報の開示
ステークホルダーの皆様に適時・適切な情報開示を行うとともに、コミュニケーションの充実を図り、信頼を得られるよう努めます。
5. よりよい職場づくり
健康と安全に配慮した職場づくりに努め、社員一人ひとりの多様性を尊重した上、それぞれが働き甲斐を感じ、互いに協力し、自己成長できる環境をめざします。
6. 人権の尊重
人権を尊重し、一人ひとりの個性や多様な文化の理解に努め、差別を排除します。
7. 社会との調和
地域と共存し、社会とともに成長する企業をめざし、健全でよりよい社会の実現に寄与します。

制定：2010年3月

改定：2014年4月

3. CSR調達ガイドライン

1. 倫理的な行動

- i. 法令遵守と企業倫理
企業活動を行うに当たっては、各国・地域の法令はもとより、社会規範などを遵守する。
また、文化や慣習を尊重し、行動する。
- ii. 良識ある行動
公私において常に誠実、清廉、潔白であり、社会人としての品位をもって行動する。
- iii. 紛争鉱物規制の遵守
紛争鉱物規制を遵守し、責任ある調達を推進する。

2. 自由な競争と公正な取引

- i. 公正な取引
自由競争の原理に基づき、独占禁止法、その他の関係法令を遵守した公正な取引を行う。
- ii. 贈収賄の禁止
不正な取り扱いの依頼をしたり、その見返りとして金品などの利益の授受、提供はいかなる理由であろうと行わない。また、社会的な常識の範囲を超える接待・贈答・贈与の授受、提供は行わない。
- iii. 適切な輸出入管理
法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う。

3. 安全で高品質な製品・サービスの提供

- i. 知的財産権の尊重と保護
特許権、著作権、商標権などの知的財産権を尊重し、不正な使用は行わない。また、自社の知的財産が他社によって不正に使用されないよう、適切に管理・保全を行う。
- ii. 品質マネジメントシステムの構築運用
高品質維持のために ISO9001 などの管理システムを導入し、適切に運用する。
- iii. 多様な顧客ニーズに応える製品やサービスの提供
お客様に喜ばれ、社会に貢献する製品・サービスを提供するための努力を怠らない。

4. 情報の適切な管理および開示

- i. 情報の適切な管理
機密情報及び個人情報、取得・利用・保管・返還・消去・廃棄、その他すべての段階において、漏洩が生じないように必要かつ適切な安全管理措置を実施しなければならない。
- ii. 適正な会計処理
売上や経費の支出などの会計処理を、関係法令（会社法・金融商品取引法・企業会計基準等）を遵守し、公正、透明、誠実に行う。
- iii. インサイダー取引の禁止
職務に関して知り得た自社及び関係先の情報を利用して、株式の売買などの取引は行わない。家族や知人にもこれらの情報を漏らさない。
- iv. 適切な開示
自社の事業活動や組織運営、財務状況及び業績についての情報を関係法令ならびに慣例に従い適時・適切に開示し、企業活動の透明性を高める。
- v. 積極的な開示
有用と思われる情報を積極的に開示し、さまざまな機会を通じてコミュニケーションを図るよう努める。
- vi. 非常事態発生時の情報開示
経済的な損害を与える種類の事故や PL 事故などが発生した場合は、適時適切に情報の提供、説明を行い対処する。

5. 環境保全と社会への貢献

- i. 地球温暖化防止
事業活動にともなう温室効果ガスの排出量を削減するために、エネルギー利用効率の向上や再生可能エネルギーの導入、省エネルギー機器の導入や節電対応、物流効率の向上など、環境保全活動の積極的な取り組みに努める。
- ii. 省資源・資源循環
原材料や使用する資源の効率的利用で使用量を削減し、リユース・リサイクルの推進や廃棄物の適正処理により、廃棄量削減への取組を積極的に行い、効率の向上を図り、省資源化・省エネルギー化に取り組む。

iii. 化学物質管理と汚染の防止

製造時や原材料に使用される化学物質が、環境や健康に影響を及ぼす可能性を認識し、化学物質の管理の強化に努める。また、汚染防止に向け、生産部門などによる関連設備の適正な管理を徹底する。

iv. 製品・サービスにおける環境配慮

調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄までのライフサイクルにわたって生じる環境への影響を低減し、地球環境の保全と持続可能な社会を実現するために、グリーン購入法をはじめ関係法令及び各種規制を遵守する。

v. 生物多様性

森林から産出される木材を利用する企業は、その責任を認識し、生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に努める。

6. 人権の尊重

i. 差別の禁止

人種、国籍、出生、思想信条、宗教、年齢、性別、心身の障害などに基づく差別は行わない。また、このような差別を許さない。

ii. 児童労働者の違法雇用の禁止

事業のいかなる段階においても児童労働を禁止する。

iii. 雇用の自主性

強制労働、債務労働、奴隷(人身売買を含む)労働、非自主的・非人間的囚人労働を禁止する。全ての労働は自主的なものでなくてはならず、従業員は、関係法令・規則及び契約上の合意に基づき、適切な通知をもって自由に離職することができる。

iv. 時間外労働の強制防止・休日提供の施行

年間所定労働日数は法定の限度を超えてはならない。また、一週間あたりの労働時間や超過勤務時間に関する法令を遵守すること。従業員に対し週に最低1日以上の日を休ませなければならない。

v. 集団交渉権の保護(結社の自由)

労働組合などの団体の結成、及び加入の自由を支持する。

vi. セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、性別や職権などを背景とした個人の尊厳を傷つける一切の行為を行わない。また、このような行為を許さない。

7. 社会との調和

i. 地域社会との共存

地域社会との友好・親睦を図ると共に、次世代を担う子どもたちへの教育支援や地域の環境保全活動などにより、よき企業市民の一員として、広く社会貢献に努める。

ii. 国際社会との協調

国際ルールや関係各国・地域の法令を遵守する。また、当該地域の文化や慣習を尊重し、調和を図るとともに、現地との友好的な関係を構築し促進する。

8. 政治・行政との健全な関係の維持

公務員(みなし公務員、外国公務員を含む)との関係において、国家公務員倫理法などの関係法令を遵守し、賄賂を提供したり、申し出たり、約束したりしない。また、要求されても断る。政治家・政治団体との関係において、政治資金規正法、公職選挙法などの関係法令を遵守し、健全で正常な関係を維持する。

9. 反社会的勢力との絶縁

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は行わない。

10. 活気ある職場環境の構築

i. 職場内外の整理整頓

健康と安全に配慮した快適な職場環境の確保、維持に努める。また、業務に集中することのできる、働きやすい職場環境を形成することに努める。

ii. 従業員の安全確保と工場保安

工場内及び職場の安全対策を講じ管理するとともに、従業員への安全教育を行う。また、必要に応じて、従業員に適切な保護具を提供する。

iii. 機械設備の維持、安全対策

機械装置類について、安全装置、インターロック及び防護壁などの安全対策をとり、適切に保守管理を行う。

4. 問い合わせ先

株式会社オカムラ 購買部 TEL 045-319-3561